

2017年8月10日

大阪府中央府税事務所
所長 辻本 秀也 様

大阪府職員労働組合
府税支部中央分
分会長 藤江 弘



要 求 書

大阪府職員労働組合府税支部中央分会に所属する組合員と、中央府税に働く全ての職員の労働条件の向上と健康で働きやすい職場環境を確保するとともに、府民サービスの向上のため下記のことを速やかに実現することを要求します。

記

- 1 大阪府職員労働組合府税支部中央分会との労使慣行及び労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切おこなわないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉はおこなわないこと。労働条件にかかわる業務の変更にあたっては、事前に分会と協議をおこなうこと。また、協議が整わない場合はそれを実施しないこと。
- 2 大阪府当局は2年間府人勸の完全実施を見送った上、一方的に官民比較方法の変更を行い、マイナス勧告となった昨年の府人勸については、給与の引き下げを強行するとともに勧告にもない4月遡及を強行した。不当な給与引き下げをやめ、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。
- 3 「税込確保対策」等を口実とした労働強化・管理強化は行わないこと。また、税込確保重点月間やシステム稼働延長等を口実とした時間外勤務の強要はしないこと。
- 4 超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。
- 5 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。
- 6 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きか

けること。

- 7 実質的時間延長につながる「二部勤務制」は廃止し、1日の勤務時間を拘束8時間（実働1日7時間、週35時間）とするよう関係部局に働きかけること。
- 8 同一職場に勤務する非常勤職員の労働条件は、職員の労働条件に密接に関連することから、賃金引き上げや継続した雇用を確保するなど待遇の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。
- 9 「副主査」選考については、対象者の負担を軽減するとともに、府税業務に必要な研修の参加を反映させること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。
- 10 税務手当については、税務職俸給表の適用、もしくは調整額に移行すること。また、府税事務所に勤務するすべての職員に支給すること。
- 11 再任用職員の労働条件等を改善すること。
 - ① 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。また扶養手当なども支給するよう、関係機関に働きかけること。
 - ② 再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。
 - ③ 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう関係機関に働きかけること。
- 12 VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。またVDT特別健康診断の充実と、全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。
- 13 職員の安全衛生と府民への感染拡大防止の観点から、新型インフルエンザ等の感染防止にあたっては、マスクや除菌アルコール、タオルなど備蓄物品について不足が生じないよう対処すること。
- 14 東南海地震等の津波への対応について、職員と来庁者の安全を確保するため、避難マニュアルを作成すること。また、職員の震災時の安全対策として「水、食料」などを確保すること。
- 15 職場環境改善については下記の事項を実現すること。
 - ① 冷房・暖房については、弾力的に運用するとともに、空調機能を改善すること。
 - ② 7階に女子トイレを増設すること。
 - ③ 各階のトイレトーパー受けをワンタッチ式に改修すること。
 - ④ 7階執務室は狭隘であるため、十分な執務スペースを確保すること。

- ⑤ 昼休み当番後や体調不良時の休憩場所を確保すること。
- ⑥ 安全衛生委員会の自主性を厳守し、その体制充実と快適な職場環境の向上を図ること。

【要望事項】

合わせて、職員の労働条件の改善と府民サービスの向上のため、下記の事項について速やかに実現することを要望します。

記

- 1 市内府税事務所再編後の業務実態を検証するとともに、納税者の権利保護と利便性の保証をすること。一貫した業務執行体制の確立、専門性の継承と向上のため、市内自動車税徴収及び法人二税集中化については抜本的な見直しをおこなうこと。
- 2 職員の職務に対する意欲や意見をそぐ職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直接に接する職員の声や、府民の声を大切にす風通しの良い組織とすること。
- 3 圧倒的多数の職員が資質向上につながらないと答え、住民サービス向上よりも評価される仕事が優先されてしまうと懸念し、ブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」は廃止すること。人事評価制度については、職員のやる気と透明性の向上を図るため下記の事項について速やかに実現すること。
 - ① チャレンジシートと期初・期中面談は廃止すること。
 - ② 評価基準など評価制度の説明責任を果たすこと。
 - ③ 評価結果を全面開示すること。
 - ④ 第三者機関による「不服申立制度」を設置すること。
 - ⑤ 「確認事項」を遵守すること。
- 4 自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく理由のない人員削減が続けられてきた。このことは職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがある。

納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承に必要な人員を配置すること。
- 5 本来、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報を提供する税務業務の民間委託は、個人情報保護の観点からも廃止・縮小すること。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われているので、大阪府が非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立つ意味でも、公契約条例を制定すること。

- 6 地下1階総合受付場所の狭隘な来客スペースを拡張すること。また空調の効きをよくすること。
- 7 来庁する納税者のための無料駐車場を確保すること。
- 8 府税事務所各階に組合掲示板設置場所を確保すること。
- 9 分煙を徹底するため、来庁者用および職員休憩中の喫煙場所を確保すること。
- 10 住宅地図（利用頻度の高い近隣地区を含む）とブルーマップの更新を定期的におこなうこと。
- 11 フロアー階表示については、納税者の混乱を避けるため谷町筋側からの地上入館を1階と表示変更すること。
- 12 エレベーターの所在階が分かるよう改善すること。また、エレベーターに空調設備を設置すること。
- 13 定期的に電動自転車のバッテリーの補修・買い替えをおこなうこと。
- 14 合併により各階の人数が増加したため冷蔵庫を大型にすること。
- 15 電子レンジを設置すること。
- 16 庁用自動車については、安全確保・事故防止のためバックモニターを装着すること。
- 17 電話機をナンバーディスプレイ対応に更新すること。